

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

- 1 入札方式 一般競争契約
- 2 入札日時 令和8年7月21日（火）10時00分
- 3 入札場所 航空中央業務隊会議室（E1棟4階）
- 4 参加資格
 - (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - (3) 令和07・08・09年度の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の等級「A」「B」及び「C」のいずれかに格付けされ関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。また、上記の等級にかかわらず、防衛省所管契約事務取扱細則第18条第4項各号のいずれかに該当する者であること。なお、要件に該当する者で入札に参加しようとする者については、令和8年7月14日（火）12時00分までに当該要件を証する書類等を提出すること。
 - (4) 防衛省指名停止権者又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
 - (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
 - (7) 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準するものとして、国発注業務等から排除対象者として指定されている者でないこと。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から消費税非課税、不課税及び免税の費用（以下「非課税等費用」という。）の額を控除した金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から非課税等費用の額を差し引き、その金額の10分の100に相当する金額に非課税等費用の額を加えた金額を入札書に記載すること。また、入札書に記載された金額（数量及び単価を含む。）の内訳は、別紙（様式任意）を用いて記載すること。
- 6 保証金
 - (1) 入札保証金：予算決算及び会計令第77条第2号により免除
 - (2) 契約保証金：予算決算及び会計令第100条の3第3号により免除
- 7 入札の無効 4の参加資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 8 契約書作成の必要の有無 有
- 9 適用する契約条項 委託教育契約条項
談合等の不正行為に関する特約条項
暴力団排除に関する特約条項

10 入札に付する事項

調達要求番号	件名（品名）	規格	数量	役務実施場所（納地）	履行期間（納期）	摘要
教育役一6	B-777航空機操縦士の委託教育（副操縦士要員）（型式取得）	仕様書のとおり	1式	契約の相手方が指定する場所	契約締結日～令和9年3月19日	

- (1) 説明会 無
- (2) 参考見積書（内訳含む）提出 有（任意）
- (3) 質問票提出 有 令和8年7月14日（火）12時00分まで

11 その他

- (1) 端数処理 入札書に記載された金額から非課税等費用の額を控除した金額の10パーセントに相当する額を加算した金額に非課税等費用の額を加えた金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てたあとに得られる金額をもって、申込みがあったものとする。
- (2) 提出書類 入札参加希望者は、資格審査結果通知書の写しを事前に提出すること。また、代理人が入札を実施する場合には、委任状を持参すること。
- (3) 質問 役務内容（仕様内容）に不明な点がある場合は、10(3)に指定する日時までに質問票（様式任意）を担当職員に提出すること。
- (4) その他
ア 電報・電話等による入札は認めないものとする。なお、郵送による入札を希望する場合は、事前に(4)ウに示す担当職員に通知すること。送付する入札書は、入札日前日（土、日及び祝日を含まない）までに分任支出負担行為担当官（契約2班長気付）必着で送付すること。
イ 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5を徴収する。
ウ この公告記載事項の詳細については、会計科契約担当職員（契約2班 異 03-3268-3111 内線67106）に照会すること。